

# 文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

(令和6年5月14日)

## 1 【補助の対象となる事業について】

質問	回答
① 補助金を受けられる対象者は？	<p>①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内で同法第2条第2項の旅館・ホテル営業または同条第3項の簡易宿所営業を営む個人又は法人                  または、                  ②観光客を対象としたイベントを開催する個人又は法人です。</p> <p>○旅館業法                  第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。                  2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。                  第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。                  3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p>
② どのようなイベントが対象となるのか？	<p>山梨県内で文化芸術活動を行う者が出演する観光客向けのイベントで                  ・宿泊施設で開催されるもの                  ・日本の伝統文化に関するもの                  であれば、イベントの内容に制限はありません。ただし、補助対象として適切なイベントかどうかは県で審査の上、決定いたします。                  (例)無形文化財の保存継承団体による演目披露や講演会、県内で創作活動を行うクリエイターによる創作発表やワークショップ など</p> <p>ただし、次のようなイベントは対象外となります。                  × 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員となっているもの                  × 宗教的又は政治的な宣伝を目的とする事業                  × 公序良俗に反するもの                  × 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害するもの                  × その他、法令に違反する事業                  ※補助対象事業について、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張や請求があった場合、補助対象者（申請者）の責任と負担で解決するものとし、山梨県は一切責任を負いません。</p>
③ 日本の伝統文化に関するものとは何か？	<p>「日本の伝統文化」とは芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱（日本の伝統的な歌唱に限る））、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）、民俗芸能、生活文化（茶道、華道、書道、食文化）、日本画その他これらに準ずるものとしします。</p>
④ イベントの一部に日本の伝統文化に関するものがあれば補助の対象になるのか？	<p>対象事業は「日本の伝統文化に関するイベント」であるため、日本の伝統文化を主要内容とするイベントである必要があります。従って、イベントの一部に日本の伝統文化に関するものが含まれるだけでは補助対象となりません。                  日本の伝統文化を主要内容とするイベントであるかは、プログラムやチラシの内容、出演者のうち、日本の伝統文化の出演者が占める割合などから総合的に判断します。                  なお、日本の伝統文化を主要内容とするイベントの中で、日本の伝統文化以外のイベントを実施する場合、宣伝広告費等の共通経費は補助対象としますが、日本の伝統文化以外のイベントに係る出演料等は補助対象外とします。</p>
⑤ 入場料等を無料とするイベントは対象とならないのか？	<p>入場料等の有無に関わらず対象となります。</p>
⑥ オンラインでの公演、作品展示会を考えているが、補助の対象になるのか？	<p>今回の補助金は、実際の会場で行う舞台公演及び作品展示会を対象としており、オンラインでの利用は対象になりません。</p>
⑦ 既に予定していた公演や展示会を、補助事業として申請してもよいのか？	<p>以下の要件をすべて満たすイベントであれば対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた事業実施期間内に実施されるものであること。                      令和6年4月1日（火）～令和7年2月14日（金）実施分                      申請受付 令和6年4月1日（火）～令和7年2月4日（火）</li> </ul>
⑧ 交付決定後に、施設や日程、演者、費用などに変更があった場合はどうすればよいのか？	<p>使用する施設、申請日程の変更、費用の変更などがある場合は、「変更承認申請書（様式3号）」を提出し、承認する必要があります。ただし、変更の内容によっては、承認が必要ない場合もありますので、募集要項等をご確認ください。</p>

## 文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

### 2 【補助の対象となる経費について】

	質問	回答
①	補助金額はどのように決定されるのか？	補助金額は、補助対象経費から入場料等及びその他の収入を控除した額の1/2以内（小数点以下切り捨て）で、予算の範囲内で審査により決定します。 なお、補助金額の上限は、同一イベント（同一施設・同一出演者）あたり25万円、補助対象者あたり100万円となっております。
②	リハーサルや練習による会場使用料についても、補助の対象となるのか？	補助対象事業と同一のイベントに係るリハーサルや練習であり、イベント実施日に利用した施設使用料であれば対象となります。なお、イベント実施日前のリハーサルや練習の施設使用料は対象外となります。
③	使用する施設に備えられている設備器具以外で申請者等がレンタル等した設備器具使用料は補助の対象となるのか？	対象となります。
④	前金で施設使用料を既に施設に全額支払ってしまっている場合でも、補助の対象となるのか？	必要な要件を満たしているイベントであれば対象となります。イベントの実施日が補助金の交付決定後のものに限ります。
⑤	緊急事態宣言の発令によるイベント自粛要請等、やむを得ない事情によりイベントを中止または延期した場合、施設のキャンセル料金は補助の対象となるのか？	緊急事態宣言の発令等により自治体の要請を受けて補助の決定を受けたイベントをやむを得ず中止または延期した場合、施設のキャンセル料は補助対象となります。この場合、中止判断を行った後速やかに「問合せ先」まで連絡してください。 なお、単に主催者の都合によりイベントを中止する場合には、補助金は交付されません。
⑥	交付決定を受けた後、実際にイベントを行ったところ、当日、延長料金が発生した。その分も補助の対象となるのか？	交付決定額の変更については、減額のみ認めることとし、増額変更はできません。そのため、当日延長料金が発生し、当初交付決定を受けた際の交付決定額を超えてしまった場合は、その超えた額は対象とはなりません。
⑦	補助対象経費は消費税等込みで申請できるのか？	補助対象経費について、消費税等込みで補助金を申請いただくことは可能です。ただし、当該消費税等額が、消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。）となる場合、補助対象経費となりません。

### 3 【補助の対象となる者について】

	質問	回答
①	県内で文化芸術活動を行う者とはどういった人を指すのか？	「県内で」とは、山梨県出身者や山梨県在住者の他、県内で作品展示や音楽イベントに出演したことがある方など、山梨にゆかりがある方を含みます。 県内での活動実績については、申請書に記載していただき、県で審査いたします。県内で過去開催したイベントのチラシ等がある場合は、申請の際に添付してください。
②	過去のイベントの開催実績又は今後の開催予定を聞く理由は？	本補助金は、県内の文化芸術活動を観光に結びつけることにより、新たな観光資源の創出を目的としています。このため、集客が見込めるイベントを開催できるかどうかについて客観的に判断するため、過去の実績や今後の開催予定をお聞きします。
③	宿泊業で申請する場合、過去のイベント実績や今後の予定は必要ないのか？	宿泊施設そのものが集客施設であり、一定の集客が見込めると判断できるため、イベントの過去実績や今後の予定は問いません。
④	法人格を有しない団体（権利能力なき社団）とは、どういった団体を指すのか？	以下の（i）～（iii）の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体を指します。 （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること
⑤	複数の法人で構成する共同体がイベント主催者となる場合、申請者についてはどのように取り扱えばよいのか？	いずれか1社を代表法人として定めていただき、その法人が申請者となって申請をしてください。

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

4 【補助対象事業を行うための施設について】

	質問	回答
①	どのような施設を使って行うイベントが補助の対象となるのか？	山梨県内の宿泊施設を使用するイベントです。 ※宿泊業を営む方が申請者となる場合は、当該申請者が許可を有する山梨県内の宿泊施設が対象となります。 日本の伝統文化に関するイベントについては、山梨県内であれば開催場所は問いません。
②	公営の施設を使うイベントも補助の対象となるのか？	対象となります。
③	飲食店は、公演や展示の対象施設となるのか？	対象となります。
④	施設利用料をどのように確認するのか？	補助対象となる施設は、利用料金が明示されていることが要件となっています。 利用料金は、申請書の添付書類（施設の利用料が分かる書類（明細書、HP等で公表されている「料金表」等））で確認します。 また、施設の利用料金について、施設に対し、過去の利用料金の実績が分かる書類（領収書等の控え等）を確認させていただく場合があります。
⑤	施設の利用状況を確認をすることはあるのか？	イベント実施日に、施設の利用状況を確認するため、担当職員が訪問する場合があります。
⑥	自身が施設運営者でもあり、アーティストでもある場合、自らの所有する施設を利用して行うイベントに対して、補助金を申請することは可能か？	施設運営者が自らの施設で事業を行う場合は、補助事業の対象とはなりません。他の方が運営する施設を利用して、補助金を申請いただくことは可能です。

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

5 【申請について】

	質問	回答
①	申請回数に制限はあるのか？	イベントの開催場所（施設）と出演者が同一であるイベントについては、25万円の交付を受けられるのは1回までとなります。 ただし、同じイベント（同一施設・同一演者のイベント）であっても、1回25万円に満たない場合は、複数回申請することができます。 なお、補助を受けられるのは、補助対象者あたり100万円までです。
②	個人演者として出演する場合と、グループ演者として出演する場合では、出演者としてのカウントは2回となり、どちらかは上限を超えた扱いとなるのか？	その場合は、個人としての出演とグループとしての出演、それぞれ「別の演者」として取り扱います。したがって、上限を超えたことにはなりません。
③	自身が演者として申請したイベントにBと共演し、Bが演者として申請するイベントに自身が共演する場合では、出演者としてのカウントは2回となり、どちらかは上限を超えた扱いとなるのか？	同一演者の出演によるイベントの申請は、2回とカウントされますので、申請上限を超えた扱いとなります。この場合は、先に申請のあった①の事業のみ補助事業の対象となります。
④	2つ以上のホールがある施設など、同一施設で2以上の会場を設定できる場合は、すべて同一施設での開催となるのか？	同一施設での開催と扱います。 同一施設で、屋内と屋外の会場を設置する場合も同様です。
⑤	複数の事業を申請したい場合、申請書はまとめて記入してもよいのか？	1事業ごとに分けて記入し、提出してください。 具体的には、公演や展示の内容（演目、演者、作者、展示内容等）が異なるものについては、分けて記入してください。同じ内容のものを複数日にわたって実施する場合は、原則まとめて申請いただく必要があります。
⑥	申請者本人を確認する書類にはどのような物があるのか？（個人で申請する場合）	次のいずれか1点を申請の際提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証（両面）</li> <li>・保険証（住所記載面含む）</li> <li>・パスポート（顔写真掲載ページ）</li> <li>・写真付き住民基本台帳カード</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> </ul> <p>※ただし、マイナンバーカードは、個人番号の取り扱いがあるため、<b>対象となりません。</b></p>
⑦	収支予算書の入場料等にはどのようなものが含まれるのか？	イベントの会場に入場するための料金や、イベントへの参加、観覧などのために観客から徴収する料金を含みます。

## 文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

### 6 【実績報告】

	質問	回答
①	イベント実施後の実績報告書提出について、法人の会計処理の都合で支払いが完了せず、事業完了後30日以内に書類を揃えることが難しい。どうすればよいか？	支払いの証拠書類等の添付書類が間に合わない場合は、まずは県へご連絡ください。
②	補助対象経費を消費税込みで申請したのち、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に該当することが明らかになったので、実績報告を消費税抜きで提出してよいのか？	実績報告書の「補助金請求額」欄に消費税等抜きを記載の上報告してください。
③	一つの申請の中で25万円を上限として複数回同じイベントを実施した場合、各イベント終了後、個別に実績報告を提出しなければならないのか？	複数回同じイベントを開催した場合は、すべてのイベントが終了した後にまとめて提出してください。

### 7 【その他】

	質問	回答
①	「交付決定通知書」を受領すれば、すぐに補助金はもらえるのか？	「交付決定通知書」はあくまでも、申請いただいた事業内容が補助の対象となることをお伝えするものであり、この通知書を以てすぐに補助金が入金されるということではありません。「交付決定通知書」受領後に、申請書どおりにイベントを実施する必要があります。イベント完了後30日以内に、県に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。
②	イベント実施前に補助金の支払いを受けることはできるか？	イベント実施前に補助金のお支払いはできません。イベントの完了後30日以内に、県に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。
③	既にも実施したイベントについても補助してくれるのか？	・既にも実施したイベントについては、補助対象外となります。イベント実施10日前までに申請してください。